

## 徳島市まち・ひと・しごと創生推進協議会設置要綱

## (目的)

第1条 まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき、(仮称)徳島市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定等を行うにあたり、広く関係者の意見を反映するため、徳島市まち・ひと・しごと創生推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略の策定及び推進に関すること
- (2) その他委員長が必要と認めた事項に関すること

## (組織)

第3条 協議会は、市長及び次項に規定する委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、報道機関等に係る関係団体を代表する者
- (2) その他市長が必要と認める者

## (委員長)

第4条 協議会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、市長をもって充てる。
- 3 委員長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

## (任期)

第5条 委員の任期は、就任した日の属する年度の3月末日までとする。ただし、再任はさまたげない。

- 2 任期中において委員が欠けたときは、これを補充することができる。この場合の、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会議)

第6条 委員長は、必要に応じて会議を招集し、委員長として会議を進行する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことはできない。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

## (庶務)

第7条 協議会に関する庶務は、企画政策局企画政策課において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成27年7月14日から施行する。

徳島市まち・ひと・しごと創生推進協議会 委員名簿

区分	分野	所属	役職	氏名
委員長	官	徳島市	市長	原 秀樹
委員	産	徳島商工会議所	会頭	近藤 宏章
		徳島市観光協会	専務理事	山口 義昭
		徳島市農業協同組合	代表理事専務	松田 清見
		徳島市中心市街地まちづくり協議会	会長	森竹 義浩
		徳島青年会議所	理事長	藤井 裕久
	学	徳島大学	副理事 (地域連携担当)	山中 英生
		四国大学	経営情報学部長	本田 利広
		徳島文理大学	総合政策学部長	中村 昌宏
	金	徳島県銀行協会	常務理事	本庄 理
	労	徳島県労働者福祉協議会	会長	川越 敏良
	言	四国放送	報道技術局長	岡田 徹
		NHK徳島放送局	副局長	斉藤 寿朗
		徳島新聞社	理事編集局長	吉村 昇
	住民	子育て支援ネットワークとくしま	理事長	松崎 美穂子